

**今後の紀の川の河川整備に向けた
説明資料【直轄管理区間】（第1稿）
に対する委員からの意見**

紀の川流域委員会

和佐喜平様

前略

各種委員会と重なり 紀の川流域委員会に出席して"申し訳
る(思っている。今回 今後の紀の川の河川整備に向けて
説明資料を読ませていただきました。文章の表現等が気にか
かるところをいくつか下記に記しておきます。(資料-1)

1) 4頁 -- 浸水面積は約8km², 人口は約1万人...

浸水被害をいれたい

2) 11頁 洪水被害が頻発しており、...とありますが

その際 洪水調整をどのようにするのか 実績はどのくらい

大堤が、大堤完成後はいかに可能になるという点とか、

3) 15頁 3. 中流区画 上から4行目 -- 水質流出対策(か) 産卵場

4) 26頁 3.3.1 上から4行目 治水容量(2) 最下限の

3.3.3.1 上から2行目 治水容量(2) 最下限

5) 28頁 3.4. 利水首には 発電サイトも入っているのか

この部分 文章が他と比べて少ないか、その程度しか書けないか

...下水処理水の流入状況等を調査し、...とありますが どのように

調査するのか、もう少し踏み込めるのか

6) 30頁 下1行 -- 合流点処理を実施する とありますが、どこで

どのように処理が予定されているのか

7) 33頁 4). 堤防二種側帯はかき取り用語の多用なので

どのようにするか かわらざる記述が必要であるのか

8) 39頁 4.4.1. 2) 不陸整正等の堤体保護 とありますが、この部分

がわかりにくい

以上、勉強不足もあろうが、乱筆乱文不許して下さい。

草

平成15年11月25日

紀の川流域委員会委員長殿

紀の川流域委員会委員
石橋貞男

「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料」に対する意見

第18回紀の川流域委員会で配布・説明されました「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料」について、下記のとおり意見を申し述べますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

記

説明資料の「具体的な河川整備メニューの考え方」において、「岩出井堰の改築」「藤崎井堰の改築」「小田井堰の改築」が提案されています。改築については治水の面から有効であることから、費用対効果の面、環境面など検討の余地は残すが、基本的に賛成です。

しかし、説明書では、そもそもそれぞれの箇所での堰の必要性そのものについての説得的な記述が弱いと思われます。

堰の必要性については、主に利水面から出てくると考えられます。その意味で、それぞれの堰の改築に関わる「利水計画」などを提示することによって、紀の川の河川整備に向けた説明がより説得的になるものと考えます。

紀の川流域委員会

委員長 中川博次 殿

紀の川河川整備計画に向けての意見書が出来ましたので送付いたします。

そのことについての私からの提案を聞き入れて頂きたくお願い致します。

他の委員の方が、どのような意見をお持ちになっておられるのか、次回の委員会までにそれぞれの委員の手元に届けて欲しいと思っております。

第19回の委員会まで期日も随分ありますので、他の委員の方の意見も参考にして、次回の委員会に反映出来るよう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

紀の川流域委員会委員 小川和子

意見書 「緑の保全を第一とした総合治水を」

私は、紀の川流域委員会の委員として、さる11月19日の第18回当該委員会で提示された説明資料に関する意見を、以下の通りに書面によって提出します。なお、このたびの意見書は、「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料」の内、特に流域住民の安全と環境保全に関わる重要事項である「参考資料」のⅣ（整備の考え方）の主なものを対象にしました。

A（「参考資料」Ⅳ-4） 大滝ダムについて

- ①大滝ダムの運用は白屋地区の地すべり問題などの完全解決まですべきではない。流域住民の安全を第一に考えた場合、あらためて、白屋地区のみならず、ダム湖岸全域の地すべり調査を実施すべきである。当ダムの拙速かつ安易な運用に、あくまで反対する。
- ②地すべりが予想されたにもかかわらず建設強行した大滝ダムで今起きていることは、湛水試験直後の白屋地区の地すべり問題が示すように、1963年、イタリアで地すべりのため決壊し、2000人以上の死者を出したとされるパイオントダムに似た面があり、欠陥ダムの疑いがある。

B（「参考資料」Ⅳ-7） 遊水地について

- ①旧建設省時代の河川審議会が最後に出した提言である「あふれることを前提とした治水」という考えに立つならば、紀の川の下流を超過洪水の危険から守るために、自然の地形をうまく利用して人家の少ないところに造られてきた「古来の遊水地」などをもっと積極的に評価した上で、これらを活用すべきではないか。
- ②30年確立とはいえ、目標流量 $6700\text{m}^3/\text{s}$ は計画高水の $12000\text{m}^3/\text{s}$ に比して大幅に小さくなっており、大滝ダムによる調節が効かない第二室戸のような中下流部の雨量の多いパターンには不安が残る。また、上述のような大滝ダムが計画通り運用できないケースも考慮しておく必要がある。そのような場合に、被害を最小限に食い止める意味で、遊水地の存在は重要である。

C（「参考資料」Ⅳ-8） 堰の修改築について

- ①利水に関する十分な議論も公開での検証もなく、岩出、藤崎ほかの堰を安易に次々と修改築して可動堰にする考えには同意できない。なぜなら、堰は利水者の便益をもたらすと同時に、治水と環境に大きなリスクと負荷を伴うからである。その便益と損失を明確にし、費用負担を含め多くの利害者の合意を図ることこそが流域委員会の役割だと考える。
- ②木津川の上野地区や保津川の亀岡は遊水機能があるので、狭窄部は自然の洪水調節機能

があるが、紀の川の狭窄部の上流は河道貯留だけで容量がないので、現状は単に水位をせき上げ、危険度を増していることになる。したがって、「狭窄部を開かない」方針は治水効果に矛盾する施策を謳ったものである。狭窄部の堰を可動堰にした場合は狭窄部を開くことになるのではないか。これは「狭窄部を開かない」という方針とどう整合するのか

- ③利水理由を明確にした後、最善の堰の改良が検討されるべきである。紀の川の短い区間に、紀の川大堰を含む多くの堰が見られ、個々の堰の評価だけでなく堰群での環境への評価が必要である。かりに堰ごとに修改築して、最新の魚道を設けたとしても、魚の降下・遡上率は、堰の数だけ相乗的に減殺され、加えて、流れが分断され堰の上流に広大な止水域が広がると、魚の降下・遡上は、ますます困難になり、紀の川の自然の生態系そのものが決定的に破壊される恐れが大きい。また、アユなどのここ数年間の遡上率の実態と最新の魚道を複数設置した場合、予定される遡上率の詳細な科学的データを示していただきたい。また、紀の川大堰の運用前と後での紀の川の生物相の変遷に関する調査資料も示されたい。
- ④資料によれば、築堤と人工的に造る遊水地の費用の比較は詳細に載せられているが、堰の修改築に係る費用はほとんど明記されていない。「新たなダム建設がだめなら、次の公共事業として、堰の修改築ありき」という安易な発想であってはならない。

D（「参考資料Ⅳ-9～11」 将来的な紀の川の治水対策について

- ①治水対策を実施しても、計画を超える洪水が発生する可能性を否定できない。紀の川の治水は、堤防強化や遊水地と共に、河川流域の生態系を十分考慮して、水源地および流域の治山を含む「緑の保全を第一とした総合治水計画」によるべきものと考えらる。
- ②狭窄部の対策については慎重に検討し、流下能力が小さい区間においては、あふれても破堤しないように堤防の強化を行うとともに、自然の遊水地を保全して活用する努力をし、被害を最小限に食い止めることができ、流域住民が受け入れることができるような土地利用計画と災害補償制度を適切に組み込むべきである。

E（参考資料Ⅳ-12）利水対策について

- ①資料によれば、紀の川の水利用の現状については、水利用の割合に関するグラフはあっても、実際、余剰分がどれだけあるのかには触れていない。過去から将来にいたる紀の川の水需要の実態を精査し、水利権の見直しを第一にしなければならない。
- ②工業用水については近い将来、大幅な水利権余剰を来たず可能性があり、農業用水についても減反等の影響で既に余剰状態にある可能性がある。よって「堰」の修改築工事を早く前に「説明資料（直轄管理区間）」の4.2に明記されている「水循環実態調査」を早期に実施することが先決である。結果次第では堰の修改築はおろか、撤去することが出来る可能性もあるのではなかろうか。

③国交省管理の大滝ダムをはじめ、各種堰群、農水省管理の大迫ダム、津風呂ダムなどの既存施設の有機的運用については、「水利用流域連絡会（仮称）」を組織するとのことであり、それは一歩前進と言えるが、国交省のほか、環境省、農水省、厚労省、または文科省、住民および有識者を加え、絶えず公開できるものでなければならない。

F（「参考資料」 IV-14） 紀の川の景観について

紀の川のありし日のよき景観とは、つい一世代前まで、上流で切り出された吉野杉などをいかだに組んで流していた古来からの姿がそれである。それこそ紀の川の原風景だと信じるものである。税金のムダ使いとも言える人工的な堰群やダムの建設がそれらの原風景を奪い取ったものであることに思いを致すべきである。「堰が紀の川の特徴的な景観である」という認識は本末転倒もはなはだしいと考える。

以上のことについて、紀の川をこよなく愛する住民の立場から、意見致します。

2003年12月26日

紀の川流域委員会委員 小川和子

今後の紀の川の河川整備に向けて（意見）

平成15年11月24日

紀の川流域委員会委員 玉井 濟夫

平成15年11月19日（第18回紀の川流域委員会）に、今後の紀の川の河川整備に向けての審議がありました。これに関して以下のとおり意見を述べさせていただきたいと存じます。

（意見）

河川の管理・整備・環境保全等を考える場合、私は、河川を包む環境（その主体は森林）をも含めて考えるべきだと思います。近年、森林環境の保全が重要視点されています。しかしながら、その一方では、各種の道路建設や他の用途のために、森林が少なくなっているのが現状です。その森林の減少、あるいは、道路建設により、河川がいかに傷んできたかについて、私は関係者と共に長い年月にわたって、関係機関（国・県等を含めて）に訴えてきました。現在も道路（林道）敷設と河川への影響について、関係機関に訴えを続けています。

紀の川流域についても、山肌を道路が通過し、森林の開発が進んでいるのが現状です。そうした中で、流域森林の保水力は低下しつつあり、そして、流下量は流域全体から集まってくるのです。

河川を考える場合、管理者の立場としては、いわゆる管理区間（あるいは、直轄管理区間）内における管理・整備・環境保全等を考えることが多いのですが、それでは自然界のしくみの一部にしか対応していないのではないのでしょうか。行政には分担域があることは承知していますが、自然現象への対応は、行政上の仕組みを超えて行うべきではないかと思えます。

こういう意味で、今後の紀の川の河川整備を考える場合、例えば、川上村の源流域の保全のように、残された自然林に対してはできるだけ広く保全を求め、また、森林復元（再生）すべき場所の森林回復にも、関係機関と共同して力を注ぐべきと考えます。これにより、流域から河川への流下量の調節を期待するとともに、「環境」を視点に含めることにもなると考えます。

濱中委員より本文に関する意見（電話連絡）

□本文に関しては、特に意見を述べることはありません。

□整理の仕方として、「河川環境」に関する河川形状（縦断方向）の連続性の項目は、魚道機能について整理している。魚道については、「生物の生息・生育の場」の項目の中で生物移動の連続性という観点でまとめた方がよい。

計画への意見

治水上で、堰の改修をして河道整備、自然流下はよくわかるし、何もいうことは
ありませんが、環境整備につながる面をもう少し強く打ち出せないでしょうか。

記者発表の部分では、やはりポイントを絞ってくると予想されますので、そうすると
新法に盛り込まれた「環境」がポイントになると思います。そうすると河道整備、自然流
下が、環境を取り戻す第一歩と位置付け、単に魚が登りやすくなるとかではなしに、何か
ないのでしょうか。「ないものねだり」といわれればそれまでですが、なんかこう自然が
もっともっと帰ってくるというような具体例は出ないのでしょうか。

具体例をもたずの意見で申し訳ありませんが、マスコミ受けする何かが必要な気がして
います。

大きくは公共下水の整備とつながるのでしょうが、なにかこう清流が戻るとか、泳げる
ようになるとか、小生物が甦るとか、……

もう一つは、紀の川大堰に水がたまっていて、六カ井堰がありますが、来年鮎のシーズ
ンに遡上がどんどんできているとかいうのも大きなネタになると思います。

以 上

テレビ和歌山

古田

和佐 喜平 様

3月9日「紀ノ川流域委員会」の追加議事次第として以下の事項をお願いします。

1. 「6年の運用開始遅れと270億円の追加事業費ならびにその負担内訳」
2. 「白屋地区住民の全戸移転概要予算について」
3. 「岩出井堰」全面改築見直し
4. 河川整備計画策定に向けた住民説明会の実施報告
5. 冊子「紀ノ川の川づくり」に寄せられた3千通の意見書内容の報告

なお、上記項目についての質疑を行いたいのでその時間を十分取って頂きたい。
よろしく取り計らいをお願いします。

岩 畑 正 行

Date: Fri, 05 Mar 2004 12:46:25 +0900

和佐 喜平 様

「紀ノ川河川整備計画素案」に対する意見書
を添付ワードファイルで送信します。

よろしく取り計らいお願いします。

岩 畑 正 行

紀ノ川河川整備計画素案に対する意見書

堰の修改築について

紀ノ川大堰を皮切りに岩出井堰の全面改築、藤崎、小田井堰と修改築の計画が素案に盛られている。ここでは岩出井堰の全面改築について述べることにする。その前に紀ノ川において、治水、利水上最も大事であるとの主張から建設された紀ノ川大堰と大滝ダムについて言及する。

先ず、治水目的が全く見えてこない大滝ダムは自然、人的環境破壊だけをもたらした運用の目処が立たない、戦後のダム公共事業の汚点の代名詞になりつつある欠陥ダムとして全国の注目を浴びている。機能不全に陥っている大滝ダムに付いて問題点を指摘すると共に今後のダム建設への貴重な警鐘になることを願って述べる。

大滝ダムは近年事業費最大規模のダム工事として長い年月を要し周到な準備の下で行われた。そのはずの工事が欠陥工事であったというショッキングな出来事が、こともあろうに当時からの地滑り警告をずっと無視してきたの惨事だっただけに驚きと怒りが交差する全国注目の的になったといえる。私は、第16回「紀ノ川流域委員会」でこの地滑り事故は「人災である」と強く主張した。早速の調査検討委員会の対処は兎も角として、国土省は2月7日再び驚きと怒りが交差する6年の対策工期延長と約270億円の費用増額の発表を行った。対策を施工するには工期と予算は付き物である。しかし、怒る理由はと言えば、この時に注目しなければならない国土省の見解表明、特定多目的ダム法を盾に取り各自治体が割り当て金額を飲まなければ水利権を喪失すると脅し文句を付言していることである。近年、国は、河川は国民の財産であると公に宣言している。であればこの台詞はおかしい。最近の暴力団でもこの類の台詞は使わない。もっと上品に言っただけ。とすれば、国土省のこの脅しは国

民を愚弄している省庁に有るまじき発言との誹りを免れないといえる。これらの注目度日本一の大滝ダムは1962年の着工から計画変更を繰り返し、工事予算も230億円から3480億円に膨れ上がりさらに対策費用の増額270億円である。一旦膨れ続けた大滝ダムは止まることのない増額を繰り返しその都度国民を脅し続け、全てを破壊し続けることになりはしないか。近年の本体工事着工から地滑り対策工事の一連の費用と工期を考えれば自ずとこのダムの非効率性が浮かび上がってくる。約半世紀致命的に近い洪水がない紀ノ川河川においてその効用が幻かしつつあるにも拘らず、工事を続けなければならないほど非生産的なことはない。

戦後日本の復興に伴い森林、河川の整備が進められてきた。戦後度重なる台風の被害時とは明らかに整備状況が違ふことは明々白々のことである。当流域委員会において徹底した比較協議はされなかったがそれは今日の常識化した見解があったものと理解できる。旧工事実施基本方針での迷信的基本高水に基づく机上の空論に振り回されている時代ではないことは、当の整備局と紀ノ川流域委員長が一番理解しているはずである。

次に、全く利水目的を失くした空手形の紀ノ川大堰について述べる。この大堰は、景観、環境破壊だけをもたらして昨年假運用に漕ぎ着けた。実に計画から約30年後の完成である。しかし紀ノ川大堰の本格運用については全く先の見通しがついていない。それは新六ヶ井堰の撤去と主目的である大阪府への分水を可能にする導水路工事の計画がないことである。これは大阪府の水需要の減少に伴う現実の問題として浮上している。水利権だけを主張して計画を先延ばしすれば、国土省の常套キャッチフレーズ「万が一の水不足の為に確保しておく」ことにはならない。だからと言って目的の適正判断がない工事は着工できないだろう。要するに紀ノ川大堰は河口に仁王立ちする公共事業の箱物でしかないということである。和歌山市での住民説明会において、紀ノ川大堰の大義は洪水対策の治水目的であると説明したが、時間が経つと目的も変わる。大滝ダムと紀ノ

川大堰がなければ和歌山市が水没するという洪水警報を今時鵜呑みする善良な市民はいない。その時の都合論でしかない国土省の説明は国民すべからく承知していることである。ここに紀ノ川大堰と大滝ダムを列記したことの意味は、如何に長年の工期と莫大な事業費が時代の推移と共に無用の長物と風化してきたかを知ることにある。そして紀ノ川河川整備計画素案にあげられている堰の改修について示唆するところ大であると考え極簡略的に述べたものである。

「紀ノ川流域委員会」のキーワード「てもどりのない計画」とは

紀ノ川流域委員会の目標とする修改築工事の提言は、委員長自らが都度主張している、「てもどりのない工事」である。この考え方が岩出井堰の場合は全面改築になる。要するに列記した2つの堰と同じあらゆる周辺状況を無視した巨大工事として計画される。

岩出井堰の全面改築の必要性は流域委員会で治水上の観点から説明があつたが、その他の視点、利水、環境、景観からは全くといって良いほど審議されていない。治水上での土砂堆積が問題視され、もう一つは老朽化によるものであつた。近年日本の河川状況での堆砂問題は日増しに深刻化している。昨年6月の黒部川の連携排砂は富山湾に深刻な漁業被害を与え話題になった。専門家は湾そのものがダムの湖底と同じヘドロかする、その解決策は排砂ゲートの常時解放しかないと指摘している。また、土砂堆積問題と老朽化を抱えた九州球磨川の荒瀬ダムは昨年日本初になる「ダム撤去」を決定した。要するに、土砂堆積の解決方法はゲートの常時解放もしくは堰の撤去でしかないということである。話を岩出井堰に戻せば、整備局は土砂堆積による流量障害を理由に固定堰の撤去と全面改築による可動堰が一番望ましいてもどりのない工事計画だと説明する。しかし、指摘のあるように常時解放が望ましいのであって可動堰にしなければならない根拠は何処にもない。整備局の根拠は150年に1回の洪水対策上てもどりのない大規模全面改築岩出井堰の計画が妥当だと飽く迄も主張する。現実の問題に戻そう。そもそも周辺

の要望がない公共事業で起業主が決まっていない。事業費の概算も知らされていない。また、紀ノ川の水需要の実態を現実に把握して、堰周辺の水利用の現状認識を先ず行わなければならない。さらに環境、景観についての徹底した協議に基づく計画案でなければ「素案」としても意味がない。従って、全面改築案は「廃案」にしなければならない。「素案」にしても議論は深まっていないというよりも、計画そのものが脆弱すぎる。40年前ならいざ知らず、てもどりのないという発想は今日の環境面、財政面を考えれば余りにも拙速的な考え方と言わざるを得ない。現実の必要性から実現可能な工事計画はたくさんある。洪水対策で行わなければならないことは、先ず堤防の強化策、必要やむを得ない場合の堤防の嵩上げ、狭窄部の改善、掘削と現在の土木技術で出来ない洪水対策はない。それともあらゆる困難な問題を強行突破して計画から30年後の無用の長物を造るか、考えなくても判断できる選択肢である。同じ轍を踏まない為の当委員会である。同じ轍で思い出したが、大滝ダムでの大型地滑りの教訓を全く生かしていない。当流域委員会は同じ過ちを繰り返さない為に初めての市民参加に基づき行っている。旧委員会で行った行政指導の旧河川法では立ち行かなくなった現状をもう一度真摯に振り返り今後の河川管理に活かしていかなければ元の木阿弥になる。

最後に堰建設で問題を提起した吉野川第十堰可動堰の結論がでた。「可動堰以外のあらゆる方法を抜本的に検討する。」というものである。00年1月徳島で行われた住民投票の9割が可動堰に反対した。その背景の一つに、徳島の住民の方が紀ノ川大堰を見学して絶対にこのような可動堰を建設させてはならないと決意したことがある。それから時間を掛け、多角的な議論を経て先日、県知事の判断が下された訳である。これを教訓に今度は和歌山県民が徳島の英断に見習い岩出井堰の全面改築を一から見直ししなければならない。結論として、当流域委員会が目指すところの「てもどりのない計画」は将来的に治水、利水、環境に私達の想像以上の弊害を及ぼ

す。従って、現井堰を置いて緊急、応急に治水、利水、特に環境における景観を配慮した改修を再検討しなければならない。

以上が素案に盛られた堰改修における、岩出井堰全面改築を見直す意見書である。